

倉情・個審答申第1号

平成15年1月31日

倉敷市長 中 田 武 志 様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 白 井 公 平

平成14年11月6日付け生衛第3444号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「事務処理票，施設立入結果，食品衛生監視票」の開示請求に対して，部分開示とした決定に対する異議申立てについての事案

## 第1 審査会の結論

倉敷市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書中、全部を不開示とした食品衛生監視票について、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 異議申立てに係る経緯

1 異議申立人は、平成14年8月15日、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して「事務処理票」、「施設立入結果」及び「食品衛生監視票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「事務処理票（相談日 平成14年8月5日 A社に係るもの）」、「施設立入結果（事務処理票の添付文書）」及び「食品衛生監視票（A社に係るもの）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号（個人情報）、同条第3号（法人情報）及び同条第7号（事務事業執行情報）に該当する情報が含まれていることを理由として、これらの情報が含まれている部分を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成14年8月28日付け生衛第2271号により異議申立人に通知した。

不開示とした部分及び理由は、次のとおりである。

(1) 事務処理票のうち、個人の住所、氏名、電話番号に係る部分

条例第7条第2号に該当 通常他人に知られたくないと考えられる個人に関する情報であるため。

(2) 施設立入結果のうち、虫駆除業者名

条例第7条第3号に該当 法人に関する情報であり、当該事項を開示することにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるため。

(3) 施設立入結果のうち、A社に対する事情聴取部分

条例第7条第7号に該当 保健所の事務事業に関する事項であり、当該事項を開示することにより、保健所事務事業実施に際し、必要な情報又は関係者の理解、協力が得にくくなるため。

(4) 食品衛生監視票の全部

条例第7条第7号に該当 保健所の事務事業に関する事項であり、当該事項を開示することにより、保健所事務事業実施に際し、必要な情報又は関係者の理解、協力が得にくくなるため。

- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年10月8日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、平成14年11月6日、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、条例第17条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述によれば、開示についての異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が不開示とした部分のうち、「施設立入結果のうちA社に対する事情聴取部分」及び「食品衛生監視票の全部」について開示を求めるといふものである。

#### 2 異議申立ての理由

- (1) 立入検査は食品衛生法（昭和22年法律第233号）上定められた保健行政の業務であるにもかかわらず、業者の協力が無ければ立ち入り検査に支障が出る、情報が得にくくなるということは業務に対する理解が不十分だけでなく、今まで業務を遂行していたとは考え難い。
- (2) 食品の衛生管理において守られるべきは業者ではなく消費者であり、明確な理由もなく部分開示を主張するのは、業者とのなれ合い・癒着であると考えざるを得ない。
- (3) 消費者として、業者の食品衛生管理についてきちんと知りたい。  
また、保健所の指導・監視がどのように行われ機能しているかを知りたい。
- (4) 業者からはすべて開示してもらっていい、何ら隠すものは無いという証言を得ている。

### 第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は、概ね

— 次のとおりである。

#### 1 施設立入結果について

(1) 施設立入結果は、大型飲食店、菓子製造業等の重点施設について作成する書類であり、当該施設の概要及び衛生管理状況を記載しているが、特に製造業については、使用原材料、製造工程、商品取扱量、取引業者名等の企業秘密的な内容を記載している。

したがって、本来、開示することにより事業を営む法人等の正当な権利・利益を侵害するおそれがあるものであるが、本件については、当該法人の意見等を踏まえ、虫駆除業者名及び事情聴取部分を除いて開示したものである。

(2) 事情聴取部分については、今後とも継続する立入検査事務等に関し、立入検査事務において正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違反の発見を困難にするおそれがあり、必要な情報又は関係者の理解、協力が得にくくなる。

したがって、事情聴取部分を開示することにより、将来の立入検査事務の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められるものであり、条例第7条7号に該当する。

#### 2 食品衛生監視票について

(1) 食品衛生監視票には、立入検査による指導事項、収去検査、苦情処理状況等及び採点結果が記載されており、公にすることにより業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 採点結果を第三者に公開した場合、施設規模、業態等を考慮せず偏った評価をすることにより、業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある。

(3) 開示した場合、立入検査等の事務事業の執行にあたり、関係者の理解、協力が得にくくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違反の発見を困難にし、食品衛生業務における許認可・指導監視・行政処分の適正な遂行に重大な支障が生じるおそれがあり、条例第7条第7号に該当する。

### 第5 審査会の認定事実

審査会において認定した事実は、次のとおりである。

#### 1 食品衛生監視員の行う立入検査について

(1) 食品衛生に関する指導については、食品衛生法第19条第2項により食品衛生監視員による監視又は指導が義務付けられるとともに、食品衛生法施行令（昭和28年政令

第229号)第3条により営業等の種類による監視又は指導の回数が定められている。

- (2) 食品衛生上、監視又は指導のための立入検査について罰則の定めはなく、また、捜査機関による捜査・差押のように物理的な強制力を行使する権限も規定されていない。
- (3) 立入検査は、監視又は指導の権限を背景としてはいるが、事業者の検査への協力を前提とし、また、結果については、当該事業者以外には開示されないという前提で行われており、食品衛生監視員は、この前提の下に一定の協力関係を保ちつつ、資料の提出や事情の聴取等を求め、監査・指導を行っていることが認められる。

## 2 施設立入結果について

- (1) 本件異議申立てに係る施設立入結果(以下「本件行政文書1」という。)は、平成14年8月5日に寄せられた異物混入についての電話による苦情に基づき、翌8月6日にA社への立入検査を実施した際の結果を記録したものである。
- (2) 上記異物については、倉敷市保健所等関係行政機関への持ち込みは行われていないことから、立入検査に伴う事情聴取は、食品衛生法第4条(販売等を禁止される食品及び添加物)違反の疑いに基づいて行われたものではなく、同法第19条第2項に基づく監視又は指導の一部として行われた任意の事情聴取に止まるものである。
- (3) 本件行政文書1は、立入施設、立入日時等からなり、本件処分における「A社に対する事情聴取部分」は、22番目の事項として記載されている。

## 3 食品衛生監視票について

- (1) 食品衛生監視票については、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第18条の3に「令第三条の規定により監視又は指導の実施に当たつて重視すべき事項は、別表第八の上欄に定める事項とする。②法第十九条第二項の規定により食品衛生監視員をして各営業の施設等につき、監視又は指導をさせるときは、別表第八の上欄に定める事項につきそれぞれ同表の下欄に定めるところにより採点させ、これに基づき様式第五号による食品衛生監視票を作成させ、かつ、その写しを当該施設内にはり付けさせるものとする。③前項の食品衛生監視票は、少なくとも一年間保健所に保存しなければならない。」と規定されている。
- (2) 本件異議申立てに係る食品衛生監視票(以下「本件行政文書2」という。)は、昭和41年に岡山県が作成した様式を使用しており、営業者住所、氏名、営業所所在地、屋号等のほか食品衛生法施行規則第18条の3(別表第八)に規定された事項に対する採

点及び過去からの指導記録が記載されている。

#### 4 第三者からの意見聴取

実施機関は、条例第14条第1項に基づき、平成14年8月21日、A社に対して本件行政文書の開示の可否について意見を求め、同23日、A社から開示しても支障がない旨の回答を得ている。

### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

#### 1 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、「実施機関の行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、事務事業の代表的な例示として「ア監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を掲げている。

本号本文の「当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、同種のもものが反復継続されるような性質のものであって、公開することにより、事務事業の実施後であっても、将来行う同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる情報をいうものであると解される。

本件行政文書は、食品衛生の指導又は監視に関する事務に係るものであり、同号アにいう「検査に係る事務」に該当することは明らかである。そこで、以下、不開示とした部分を開示することにより、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かについて検討する。

#### 2 本件行政文書1について

A社からの事情聴取部分については、これを開示したことが他の事業者を知れた場合、今後、任意の立入検査に対し、事業者が開示されることを警戒して非協力的又は消極的な態度をとり十分な供述が得られない等、将来の立入検査事務に何らかの支障を及ぼすおそれは否定できない。また、供述内容を公にすることにより、指導・監視にあたる食品衛生監視員と事業者との信頼関係を損ない、将来の立入検査事務の効率、実効性に支障を生じる可能性は高く、当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認めら

れる。

以上により、条例第7条第7号に該当する。

### 3 本件行政文書2について

#### (1) 評価点数及び監視指導記事の内容について

##### ア 条例第7条第3号該当性について

本号該当性について実施機関は主張していないが、本件行政文書2の記載事項のうち、評価点数及び監視指導記事の内容を開示した場合、同業種間における点数の比較等により開示された事業者の競争上の地位を害し、また、過去の指導記録等を問題にされることにより事業者が正当な利益を害されるおそれは否定できず、条例第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと認められ、かつ、同号ただし書き「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要である情報」であるとまでは認めることができない。

したがって評価点数及び監視指導記事の内容は、条例第7条第3号に該当する。

##### イ 条例第7条第7号該当性について

事業者等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのある評価点数及び監視指導記事の内容を開示すれば、食品衛生監視員と事業者との信頼関係を損ない、将来の立入検査事務の効率、実効性に支障を生じる可能性は高く、当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとの実施機関の主張には理由があるといわざるを得ない。

以上により、条例第7条第7号に該当する。

#### (2) その他の記載事項について

審査会の認定事実で明らかなように、本件行政文書2の基本的な様式については、食品衛生法施行規則様式第5号に示されているのみならず、実施機関の不開示理由説明書の中で記載事項が列挙されており、様式部分を含め全部を不開示とした実施機関の決定には理由がなく、不開示情報に該当する部分を除いて開示すべきである。

当審査会は、本件行政文書2記載事項のうち、営業者住所、Ⅷ、氏名、生年月日、食品衛生管理者及び食品衛生責任者については、一般的に条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、公にすべき情報であるとは認められないため不開示が

相当であり、その余の事項については、開示すべきであると判断した。

4 上記のことから、「第1審査会の結論」のように判断する。

#### 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

- (1) 平成14年11月 6日 諮問書の收受
- (2) 平成14年11月14日 不開示理由説明書の收受
- (3) 平成14年12月13日 第1回審査会
- (4) 平成14年12月24日 第2回審査会（異議申立人の口頭意見陳述及び実施機関からの事情聴取）
- (5) 平成15年1月17日 第3回審査会

#### 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名
会 長 白 井 公 平	弁 護 士
副会長 西 浦 公	岡山商科大学法経学部教授
清 野 幸 代	弁 護 士
西 村 稔	岡山大学法学部教授
守 屋 明	岡山大学法学部教授



別紙

本件行政文書 2 のうち、開示すべき部分

様式部分並びに記載事項のうち、営業所所在地、営業所の名称 屋号又は商号、TEL、営業の種類、許可番号、許可の有効期間、許可年月日、許可条件、従業員数、監視指導年月日、監視員名、施設の平面図、電話、飲使用水、便所、営業所への経路を示す図及び取扱・製造食品名